

【「働き方改革」推進支援事業報告】

◎令和2年10月09日 「働き方改革」推進支援事業の取り組み決定

◎令和2年10月27日 働き方改革推進支援セミナー（第1回）開催

= 「働き方改革」セミナー開催 ① =

当日は、午前10時から正午まで「働き方改革」の概要と労働時間の上限規制と有給休暇について、ご説明頂きました。講師には、社会保険労務士法人、代表社員、特定社会保険労務士、末正哲朗先生をお招きして16名が熱心に聴講した。セミナーでは、年次有給休暇の時季指定義務化にあたっての留意点についての質疑があり、講師から追加資料で丁寧な説明がなされ受講者は概ね理解できたと思われる。



末正先生



◎令和2年11月～12月

【調査対象】

「働き方改革」の取り組みに関するアンケート調査を実施

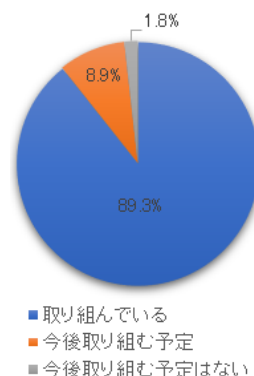
石川県プレス工業協同組合 組合員

対象企業 68社

回答企業 56社 回答率 82.4%

【取り組み】

働き方改革に対する取り組み状況は、既に「取り組んでいる」が89.3%と最も多くなっていて、次に「今後取り組む予定」が8.9%となっている。両方を合わせると98.2%が積極的に取り組んでいることから組合員の働き方改革に対する関心の高さがわかる。



※ アンケート調査結果の詳細は、HPのアンケート調査報告書をご覧ください。

= 「働き方改革」セミナー開催 ② =

当日は、午後1時から2時30分まで「働き方改革」の概要とパートタイム・有期労働について、ご説明頂きました。講師には、社会保険労務士法人、代表社員、特定社会保険労務士、末正哲朗先生をお招きして15名が熱心に聴講した。セミナーでは、パートタイム・有期



雇用労働者の労働条件の明示について質疑があり、講師より配布された雇用通知書（パート）により具体的な説明がなされたことで受講者は概ね理解できたと思われる。

◎令和2年12月～2月 専門家による個別相談指導を実施した。

【主な相談事項】

- ・時間外労働の上限規制

「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」により説明。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/4_h.pdf

- ・同一労働同一賃金の会社の対応

取り組むべきことが多く、容易ではないので、早めに取り組み始めることが大切であり、待遇差が不合理か否かは、最終的には司法により判断されるので留意する旨説明。

「パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取り組み手順書」により説明。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/e_555.pdf



最高裁判例

- ・時間外・休日労働が80H/1月超の労働者に対する医師の面接指導

「長時間労働者への医師による面接指導について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf>

- ・兼業・副業に対する会社の対応

兼業・副業について、直接関連する法改正がなされたわけではないが、兼業・副業の普及促進に向けた政策がとられるなど、社会における意識が高まってきているので、自社の制度を整備しておくことが必要で、就業規則で、許可制を設けておき、その中で、禁止事項も定めておくことが有用である旨説明。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」

<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/content/contents/000707266.pdf>

◎令和3年2月16日 働き方改革推進支援セミナー（第3回）開催

＝ 「働き方改革」セミナー開催 ③ ＝

当日は、午前10時から正午まで「働き方改革」の概要と同一労働同一賃金、副業・兼業に関するガイドラインについて、ご説明頂きました。講師には、社会保険労務士法人、代表社員、特定社会保険労務士、末正哲朗先生をお招きして26名が熱心に聴講した。セミナーでは、2020年10月の最高裁判決と労務NEWSをもとに、法施行までに会社に取り組むべき事項等のアドバイスがあった。



石野理事長の挨拶



リモート参加

◎令和3年2月17日 働き方改革推進支援セミナー（第4回）開催

＝ 「働き方改革」セミナー開催 ④ ＝

